

| コード     | 具体的事業を実施するために必要な措置(事項名)         | 該当法令等        | 制度の現状   | 提案の具体的内容   | 具体的事業の実施内容   | 提案理由  | 措置の分類  | 措置の内容   | 各府省庁からの提案に対する回答 | 再検討要請  | 提案主体からの意見                              | 措置の分類、内容の見直し   | 措置の内容、内容の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答   | 再々検討要請                                 | 提案主体からの再意見                                  | 措置の分類、内容の見直し | 措置の内容、内容の見直し | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | 措置の分類、内容の見直し | 措置の内容、内容の見直し | 提案番号管理 | 提案主体名 | 制度の所管(関係官庁) |
|---------|---------------------------------|--------------|---|--|--|---|--|---|-----------------|--|--|--|--------------|--|--|---|--------------|--------------|---------------------|--------|------------|--------------|--------------|--------|-------|-------------|
| 0400100 | 資産流動化法に基づく証券化に関する行政財産の処分許可要件の緩和 | 地方自治法第238条の4 | <p>(行政財産の管理及び処分)</p> <p>第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除く(ほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。)</p> <p>2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。</p> <p>一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。)</p> <p>二 普通地方公共団体が当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)</p> <p>三 普通地方公共団体が当該行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と同様の建物区分して所有するためその者(当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)</p> <p>四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附属施設並びにこれらの敷地(以下この号において「庁舎等」という。)</p> <p>五 行政財産である土地を、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。</p> <p>六 行政財産である土地を、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。</p> <p>3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物(以下この項及び次項において「特定施設」という。)を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)</p> <p>4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)</p> <p>5-9 (略)</p> | <p>現行法では、地方自治体が管理・所有する行政財産の譲渡は無効とされているが、行政財産といっているが、行政財産とされ一律に認められていない。そこで、特定目的会社への地方自治体の出資を前提に当該行政財産の利用形態に応じて譲渡が可能となるようにする。</p> | <p>現行法上では、公有財産が「行政財産」と「普通財産」に区別され、前者は譲渡が無効とされている。行政財産の中には、行政目的を実現させながら、証券化を通じて一定の収益を上げることが期待できる不動産もあるが、証券化を行うに際しては不動産を特定目的会社に譲渡することになるため、規定が障害となっており、利用形態による規制の見直しを行うことで、証券化による発生が可能になり、官民双方にとって魅力あるスキームを構築することができる。</p>             | C   | <p>地方公共団体の公有財産は、住民の福祉の増進等、公用又は公共的な性格を有しているものであり、その保有目的に応じた適切な管理が必要である。よって、財産の効率的な運用の観点と照らし合わせ、一定のものについてはのみ信託を認めているところである。</p> <p>よって、証券化を通じた収益の確保の観点からのみで行政財産を含めた財産全般について流動化・証券化を目的とした信託設定を可能とすることは、公有財産保有の趣旨にそぐわないものであり、適当ではない。</p> | <p>地方公共団体が所有している土地や建物について、下記について対応可能か判断願いたい。</p> <p>1. 一部を行政財産として残り、残りの部分を普通財産として証券化すること。</p> <p>2. 全体を普通財産として証券化し、一部の区画を公共用のホール等に活用すること。</p> <p>また、上記内容が実現できないのであれば、地方公共団体において、施設の有効利用の手段として、所有財産を証券化するという選択を可能とする事はできないか、右提案主体の意見も踏まえて再度検討し、回答されたい。</p> | C               | <p>行政財産は、地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の効果を達成のために利用されるものであることから、財産として一体的に管理する必要があり、よって公有財産の一部を行政財産とし、残りの部分を普通財産として証券化することは適当ではない。</p> <p>なお、売却等により証券化した財産の一部を地方公共団体が利用することについては自治法上規制はない。</p> | <p>右提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>       | <p>証券化は、資産の所有者がピークルであるSPCに資産を売却した上で資産の使用と所有を分離することによって資金調達を行うスキームであり、地方公共団体が、特定の行政財産については公共機能を維持したまま利用したいと考えた場合、普通財産化した上でSPCに売却するという方法では自治法第238条第4項に抵触すると懸念される。また、もし上記の方法が自治法上許されるならば、行政財産と普通財産との別は、その供用目的に関わらず資産運用の便宜を図るために長の任意で行ってよいものと解され、そもそも行政財産についてのみ処分に関して制限が加えられている理由が薄弱になると考えるが如何か。</p> | C            | <p>地方公共団体の行政財産の証券化の可否については、これまでも回答してきたとおり、公有財産保有の趣旨にそぐわないものであり、適当ではない。</p> | <p>1<br/>0<br/>2<br/>3<br/>0<br/>0</p> | <p>株式会社<br/>社 都市<br/>総務研究<br/>2 所<br/>0</p> | 総務省          |              |                     |        |            |              |              |        |       |             |
| 0400200 | 新潟市万代島地区における行政財産の貸与             | 地方自治法第238条の4 | <p>(行政財産の管理及び処分)</p> <p>第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除く(ほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。)</p> <p>2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。</p> <p>一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。)</p> <p>二 普通地方公共団体が当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)</p> <p>三 普通地方公共団体が当該行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と同様の建物区分して所有するためその者(当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)</p> <p>四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附属施設並びにこれらの敷地(以下この号において「庁舎等」という。)</p> <p>五 行政財産である土地を、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。</p> <p>六 行政財産である土地を、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。</p> <p>3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物(以下この項及び次項において「特定施設」という。)を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)</p> <p>前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)</p> <p>5-9 (略)</p>   | <p>現行法にて規定されている行政財産の貸与について、左記地区において中心市街地活性化の面から民間への貸付を可能にする。</p>   | <p>万代島地区周辺にて県の管理する低利用地(朱鷺メッセ駐車場一部)の民間への貸付、及び新潟市魚市場移転後の跡地の民間への貸付を実行する。</p> <p>具体的には、この地域に民間によるフィッシャーマンズワーフ(海産物直販所)、商業施設、小型船舶の発着場を新設し、将来的に、商業施設、及び新潟西港(旧新潟港)の由緒ある歴史を踏まえた地域の特性を活かした文化施設を築き、また、市内はもとより環日本海沿岸諸国に向けた新潟県、新潟市の観光業の中心とする。</p> | <p>提案理由:<br/>万代島地区では、2003年に新潟県が主導となり県内初のコンベンション施設として朱鷺メッセが開業し、オープン当初はそれなりの動員があったが、現在、特に平日の動員は閑散としており、当地区が観光資源として十分に活かされておらず、中心市街地活性化の面からも早急な対策が必要である。朱鷺メッセ周辺を観光エリアにすべく(民間開発にて)新潟市魚市場(新潟市所有)、朱鷺メッセ駐車場(新潟県所有)一帯が、また信濃川沿いにて万代島地区の商業集積地との連携を深めるにも小規模な工場が林立しており、現時点以上の開発ができないのが現状である。</p> <p>代替措置:<br/>当提案実行後、増加するであろう朱鷺メッセ利用者のための駐車台数を確保するために、現状、平場駐車場となっている箇所を自走式簡易立体駐車場にする。</p> | D  | <p>今般の地方自治法の改正により、行政財産である土地については、当該土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合において、当該行政財産を管理する地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に、貸し付けを行うことが可能となったところである。</p> <p>なお、施行日は公布の日(平成18年5月7日)から1年を超えない範囲で政令で定める日となっていること。</p>                            | D               | <p>地方公共団体の行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に、貸し付けを行うことが可能となったところである。</p>   | <p>1<br/>0<br/>9<br/>0<br/>9<br/>0</p> | <p>株式会社<br/>国際<br/>総合計<br/>画、社団<br/>法人日<br/>本ニュー<br/>ビジネス<br/>協議会<br/>連合会</p>  | 総務省          |  |  |   |              |              |                     |        |            |              |              |        |       |             |













04 総務省(特区第10次 再々検討要請回答)

| コード      | 具体的事業を実施するために必要な措置(事項名)   | 該当法令等  | 制度の現状   | 提案の具体的内容  | 具体的事業の実施内容  | 提案理由  | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の分類、見直し | 措置の内容、見直し  | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの意見 | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見                  | 措置の分類、見直し                                    | 措置の内容、見直し   | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 | 再々検討要請    | 提案主体からの再意見 | 提案番号管理 | 提案主体名 | 制度の所管関係官庁 |
|----------|---------------------------|--|---|---|---|---|-------|-------|-----------|--|--------------------|--------|-----------|--------------------|--------|-----------------------------|--|---|---------------------|-----------|------------|--------|-------|-----------|
| 04040151 | 公の施設の一元的な設置、管理に関する内容の再見直し | 地方自治法第238条の2第1項、第2項地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項、第2号及び第7号 | 地方自治法(公有財産に関する長の総合調整権) 第二百三十八条の二 普通地方公共団体の長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会又はこれらに管理に属する機関で権限を有するものに対し、公有財産の取得又は管理について、報告を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。 2 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらに管理に属する機関で権限を有するものは、公有財産を取得し、又は行政財産の用途を変更し、若しくは第二百三十八条の四第二項若しくは第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による行政財産である土地の貸付け若しくはこれに対する地上権若しくは地役権の設定若しくは同条第七項の規定による行政財産の使用の許可で当該普通地方公共団体の長が指定するものによつて行うときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(教育委員会の職務権限) 第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 一 教育委員会の所管する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。 二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。 三 六 (略) 七 校舎その他の施設及び教員その他の設備の整備に関すること。 八 一九 (略) | 学校、公民館、文化交流施設など、教育委員会が所管する施設の整備や管理運営を、市長が行えるようにすること。 市長部局と教育委員会とのそれぞれで施設や財産を管理する担当者を配置するなど、決して効率的な行政運営に結びついていない状況にある。本提案は、こうした二重行政の弊害を改善し、小規模な自治体での効率的な行政運営につながるものである。  | 提案理由:本市では、より効率的な施設管理を行うために、市が設置している施設の一元的な管理ができない検討しているところである。しかしながら、市が設置した施設でも、市長が管理できない施設が法律で定められている。そこで、本提案が措置されることにより、市長が施設管理をひとつの担当セクションで管理できるよう、教育行政については、施設管理業務から開放され、地域の教育課題の解決につながる業務に集中できる。その上で、それぞれの専門性に特化した業務が執行され、より高い総合的な行政サービスにつながる。 | D     |       | D         | 骨太の方針2006(平成18年7月7日閣議決定)において「市町村の教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など)を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進める」とされた。 また、自治体からの具体的な提案を受け、先の構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針(平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定)においては、学校施設について「現行制度上、学校施設の整備・管理に関する事務については、教育委員会が担当しているところ。地方自治体の判断により首長が担当できるような政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を検討し、措置する。」とされ、特区対応とされた。 これを受け、現在当該制度を所管する文部科学省において具体的な検討が進められているものと承知しており、連野市のご提案も踏まえつつ、今後検討が進められるものと考えている。  |                    |        |           |                    |        |                             | F(平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み)                  | 公民館施設について骨太の方針2006(平成18年7月7日閣議決定)において「市町村の教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など)を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進める」とされた。 また、自治体からの具体的な提案を受け、先の構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針(平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定)においては、学校施設について「現行制度上、社会教育に関する事務については、教育委員会が担当しているところ。地方自治体の判断により首長が担当できるような政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を含め具体的な内容を検討する。」とされ、今後検討を進められるものと考えている。 | 109010              | 連野市       | 総務省 文部科学省  |        |       |           |
| 04040152 | 公の施設の一元的な設置、管理に関する内容の再見直し | 地方自治法第238条の2第1項、第2項地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項、第2号及び第7号 | 地方自治法(公有財産に関する長の総合調整権) 第二百三十八条の二 普通地方公共団体の長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会又はこれらに管理に属する機関で権限を有するものに対し、公有財産の取得又は管理について、報告を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。 2 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらに管理に属する機関で権限を有するものは、公有財産を取得し、又は行政財産の用途を変更し、若しくは第二百三十八条の四第二項若しくは第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による行政財産である土地の貸付け若しくはこれに対する地上権若しくは地役権の設定若しくは同条第七項の規定による行政財産の使用の許可で当該普通地方公共団体の長が指定するものによつて行うときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(教育委員会の職務権限) 第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 一 教育委員会の所管する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。 二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。 三 六 (略) 七 校舎その他の施設及び教員その他の設備の整備に関すること。 八 一九 (略) | 学校、公民館、文化交流施設など、教育委員会が所管する施設の整備や管理運営を、市長が行えるようにすること。 市長部局と教育委員会とのそれぞれで施設や財産を管理する担当者を配置するなど、決して効率的な行政運営に結びついていない状況にある。本提案は、こうした二重行政の弊害を改善し、小規模な自治体での効率的な行政運営につながるものである。  | 提案理由:本市では、より効率的な施設管理を行うために、市が設置している施設の一元的な管理ができない検討しているところである。しかしながら、市が設置した施設でも、市長が管理できない施設が法律で定められている。そこで、本提案が措置されることにより、市長が施設管理をひとつの担当セクションで管理できるよう、教育行政については、施設管理業務から開放され、地域の教育課題の解決につながる業務に集中できる。その上で、それぞれの専門性に特化した業務が執行され、より高い総合的な行政サービスにつながる。 | D     |       | D         | 骨太の方針2006(平成18年7月7日閣議決定)において「市町村の教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など)を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進める」とされた。 また、自治体からの具体的な提案を受け、先の構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針(平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定)においては、学校施設について「現行制度上、学校施設の整備・管理に関する事務については、教育委員会が担当しているところ。地方自治体の判断により首長が担当できるような政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を検討し、措置する。」とされ、特区対応とされた。 これを受け、現在当該制度を所管する文部科学省において具体的な検討が進められているものと承知しており、連野市のご提案も踏まえつつ、今後検討が進められるものと考えている。  |                    |        |           |                    |        | E                           | 学校施設について本提案の要望に係る制度の所管官庁は文部科学省である。           | 109010  | 連野市                 | 総務省 文部科学省 |            |        |       |           |
| 04040160 | 公民館事業に関する権限の移譲            | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項、第2号                         | (教育委員会の職務権限) 第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 一 一 (略) 二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十三 一九 (略)   | 教育委員会が担当する社会教育分野、特に公民館の整備・管理業務について、地方公共団体の判断により首長が担当できるようにする。   | 社会教育に対する住民ニーズは時代の変化とともに多様化してきている。現在、住民から公民館に対して教育委員会と市長部局の両方に関連する要望があり、迅速かつ効率的な対応が困難となっている。これらを解消し、住民サービスを向上させるためには、住民の代表である首長のもとに公民館を一元化させることが必要である。 また「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)において「市町村の教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など)を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進める」とされた。 また、自治体からの具体的な提案を受け、先の構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針(平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定)においては、社会教育については、十分な機能を果たしていない等の指摘を踏まえ、教育の政治的中立性の担保に留意しつつ、当面、市町村の教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など)を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進める」とされた。 以上のことから社会教育施設である公民館の整備・管理権限を教育委員会から地方公共団体の長へ移譲することを求めるものである。 | 提案理由:本市では、より効率的な施設管理を行うために、市が設置している施設の一元的な管理ができない検討しているところである。しかしながら、市が設置した施設でも、市長が管理できない施設が法律で定められている。そこで、本提案が措置されることにより、市長が施設管理をひとつの担当セクションで管理できるよう、教育行政については、施設管理業務から開放され、地域の教育課題の解決につながる業務に集中できる。その上で、それぞれの専門性に特化した業務が執行され、より高い総合的な行政サービスにつながる。 | F     |       | F         | 骨太の方針2006(平成18年7月7日閣議決定)において「市町村の教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など)を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進める」とされた。 また、自治体からの具体的な提案を受け、先の構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針(平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定)においては、社会教育については、十分な機能を果たしていない等の指摘を踏まえ、教育の政治的中立性の担保に留意しつつ、当面、市町村の教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など)を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進める」とされた。 また、自治体からの具体的な提案を受け、先の構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針(平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定)においては、社会教育については、十分な機能を果たしていない等の指摘を踏まえ、教育の政治的中立性の担保に留意しつつ、当面、市町村の教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など)を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進める」とされた。 以上のことから社会教育施設である公民館の整備・管理権限を教育委員会から地方公共団体の長へ移譲することを求めるものである。 |                    |        |           |                    |        | F(平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み) | 公民館の整備・管理権限を教育委員会から首長へ移譲し、住民の多様な活動拠点として活用する。 | 1045010   | 普通寺市                | 総務省 文部科学省 |            |        |       |           |
| 04040171 | 社会教育、文化財保護に関する権限の移譲       | 地方自治法第180条の8、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項、第2号            | 地方自治法 第百八十条の八 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員的身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し、及びこれを執行する。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(教育委員会の職務権限) 第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 一 一 (略) 二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十四 文化財の保護に関すること。 十五 一九 (略)   | 「地方自治法」第180条の8(学校に関するものを除く。)並びに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第1項、第2号、第3号、第1号、第2号、第3号、第1号、第2号及び第14号(学校に関するものを除く。)(「社会教育法」及び「図書館法」中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。  | 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した行政運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。 しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信任を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局へ移管する必要がある。   | 提案理由:本市では、より効率的な施設管理を行うために、市が設置している施設の一元的な管理ができない検討しているところである。しかしながら、市が設置した施設でも、市長が管理できない施設が法律で定められている。そこで、本提案が措置されることにより、市長が施設管理をひとつの担当セクションで管理できるよう、教育行政については、施設管理業務から開放され、地域の教育課題の解決につながる業務に集中できる。その上で、それぞれの専門性に特化した業務が執行され、より高い総合的な行政サービスにつながる。 | D     |       | D         | 骨太の方針2006(平成18年7月7日閣議決定)において「市町村の教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など)を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進める」とされた。 また、自治体からの具体的な提案を受け、先の構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針(平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定)においては、文化・スポーツについては、「現行制度上、文化・スポーツに関する事務については、教育委員会が担当しているところ。地方自治体の判断により首長が担当できるような政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を含め具体的な内容を検討する。」とされ、今後検討を進められるものと考えている。   |                    |        |           |                    |        | E                           | 文化・スポーツについて本提案の要望に係る制度の所管官庁は文部科学省である。        | 14010   | 千代田区                | 総務省 文部科学省 |            |        |       |           |
| 04040172 | 社会教育、文化財保護に関する権限の移譲       | 地方自治法第180条の8、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項、第2号            | 地方自治法 第百八十条の八 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員的身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し、及びこれを執行する。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(教育委員会の職務権限) 第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 一 一 (略) 二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十四 文化財の保護に関すること。 十五 一九 (略)   | 「地方自治法」第180条の8(学校に関するものを除く。)並びに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第1項、第2号、第3号、第1号、第2号、第3号、第1号、第2号及び第14号(学校に関するものを除く。)(「社会教育法」及び「図書館法」中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。  | 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した行政運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。 しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信任を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局へ移管する必要がある。   | 提案理由:本市では、より効率的な施設管理を行うために、市が設置している施設の一元的な管理ができない検討しているところである。しかしながら、市が設置した施設でも、市長が管理できない施設が法律で定められている。そこで、本提案が措置されることにより、市長が施設管理をひとつの担当セクションで管理できるよう、教育行政については、施設管理業務から開放され、地域の教育課題の解決につながる業務に集中できる。その上で、それぞれの専門性に特化した業務が執行され、より高い総合的な行政サービスにつながる。 | F     |       | F         | 骨太の方針2006(平成18年7月7日閣議決定)において「市町村の教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など)を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進める」とされた。 また、自治体からの具体的な提案を受け、先の構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針(平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定)においては、社会教育については、「現行制度上、社会教育に関する事務については、教育委員会が担当しているところ。地方自治体の判断により首長が担当できるような政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を含め具体的な内容を検討する。」とされ、今後検討を進められるものと考えている。   |                    |        |           |                    |        | F(平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み) | 文化・スポーツについて本提案の要望に係る制度の所管官庁は文部科学省である。        | 14010   | 千代田区                | 総務省 文部科学省 |            |        |       |           |









04 総務省(特区第10次 再々検討要請回答)

| コード      | 具体的事業を実施するために必要な措置(事項名) | 該当法令等                            | 制度の現状  | 提案の具体的内容  | 具体的事業の実施内容   | 提案理由  | 措置の分類 | 措置の内容  | 各府省庁からの提案に対する回答  | 再検討要請   | 提案主体からの意見  | 措置の分類、内容の見直し  | 措置の内容、内容の見直し   | 各府省庁からの再検討要請に対する回答   | 再々検討要請  | 提案主体からの再意見 | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | 措置の分類、内容の見直し | 措置の内容、内容の見直し | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | 提案番号管理 | 提案主体名 | 制度の所管(関係官庁) |
|----------|-------------------------|----------------------------------|--|---|--|---|-------|--|--|---|--|---|--|--|---------|------------|---------------------|--------|------------|--------------|--------------|---------------------|--------|------------|--------|-------|-------------|
| 04200001 | 税滞納者に対する納付請求権を徴収権に付与する  | 地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条・第159条の2 | 規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。 | 地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤嘱託員である徴収嘱託員に税滞納者に対する納付請求権を付与し「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること、を可能とする」として、市民の納付を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。 | 地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤嘱託員である徴収嘱託員に税滞納者に対する納付請求権を付与し「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること、を可能とする」として、市民の納付を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。  | 本市の5次提案に対して、総務省からは、滞納者に対して滞納の事実を知らせ納付を促す「一般的な納付要請は非常勤嘱託員が行うことは問題ない」との回答が寄せられたものの、支払を拒否する相手に対する納付を請求することは、「公権力の行使を伴う行為」は、非常勤嘱託員が行うことは適切ではないとされた。しかも「一般的な納付要請」と「公権力の行使を伴う行為」の境界が不明確であるため、コンプライアンスを絶対条件とする華加市においては、徴収嘱託員が効率的な納税促進活動を行う際の大きな障害となっている。他方、例えば弁護士は、徴収嘱託員でないにもかかわらず、自治体からの委託を受けて税の「納付請求」を行うことが可能とされている。そこで、地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、非常勤嘱託員である徴収嘱託員が「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること、を可能とし、市民の納付を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。 | C     | 地方税の納付を拒む者に対し、課税権を有する地方団体に代わって納税義務の履行を請求する行為は、租税の性格上、不当であるとされている。  | 徴収業務において、一般的な納付要請の事務と公権力の行使を伴う事務の違いが不明確である。規制改革・民間開放推進3カ年計画においても、地方税の徴収業務について民間への開放を推進していることから、上記事務の違いについて、通知等により明確化し、嘱託員や民間を活用した徴収業務の推進を図ることではないか。  | 租税の性格上不当との回答を頂いたが、これが租税の自力執行力を指すのであれば、問題となるのは強制執行においてであり、本提案はそこまでの規制の特例は求めていない。本提案の趣旨は、徴収嘱託員が「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること、を可能とする」として「公権力の行使を伴う行為」の境界を明確にすることによって、徴収嘱託員による効率的な納税促進活動を可能とすることである。なお、秘密を漏洩した徴収嘱託員に2年以下の懲役、100万円以下の罰金を科すことができるため、地公法・地税法の義務・罰則は条例で代替可能と考えられるので、この点も踏まえて本提案実現への判断をいただきたい。 | C  | 規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)総税企第79号)などで、民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等を推進している。なお、滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁止されていない。 | 先日記定が閣議決定された公共サービス改革基本方針において、「平成18年度中に先進的な取り組み事例を地方公共団体に周知する」としているが、本提案内容に関連する事項について明確になるとの理解である。また、「公金の徴収業務に係る民間事業者の活用」の在り方について、早急に検討するとしているが、本提案内容も改めて検討しているという理解である。右提案主体の意見も踏まえて再度検討し、回答されたい。  | 再々検討要請にあるように、地方税の徴収業務のさらなる活用を推進する観点から、自主的納付の呼びかけ業務を含め、現行法の範囲内で先進的な地方団体が取り組んでいる具体的な事例を平成18年度中に周知する予定である。また、「公金の徴収業務に係る民間事業者の活用」の在り方について、早急に検討することについては、公金全般についてそれぞれ所管の府省においてそれぞれの公金の性格や民間事業者の活用の実情等を踏まえ、検討されるべきものと承知。(なお、地方税を含む税については、他の公金とは異なり、一定の要件を満たせば特定のサービスの対価性(納税義務が発生し、強制的に徴収されるものであり、かかる課税を行う権限は自力で執行する強力な権限とともに、国と地方団体のみに付与されているものであり、こうした性格等を踏まえた検討が必要。) | 1082030 | 華加市        | 総務省<br>法務省          |        |            |              |              |                     |        |            |        |       |             |
| 04200002 | 税滞納者に対する納付請求権を徴収権に付与する  | 地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条・第159条の2 | 規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。 | 地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤嘱託員である徴収嘱託員に税滞納者に対する納付請求権を付与し「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること、を可能とする」として、市民の納付を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。 | 地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤嘱託員である徴収嘱託員に税滞納者に対する納付請求権を付与し「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること、を可能とする」として、市民の納付を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。  | 本市の5次提案に対して、総務省からは、滞納者に対して滞納の事実を知らせ納付を促す「一般的な納付要請は非常勤嘱託員が行うことは問題ない」との回答が寄せられたものの、支払を拒否する相手に対する納付を請求することは、「公権力の行使を伴う行為」は、非常勤嘱託員が行うことは適切ではないとされた。しかも「一般的な納付要請」と「公権力の行使を伴う行為」の境界が不明確であるため、コンプライアンスを絶対条件とする華加市においては、徴収嘱託員が効率的な納税促進活動を行う際の大きな障害となっている。他方、例えば弁護士は、徴収嘱託員でないにもかかわらず、自治体からの委託を受けて税の「納付請求」を行うことが可能とされている。そこで、地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、非常勤嘱託員である徴収嘱託員が「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること、を可能とし、市民の納付を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。 | C     | 地方税の納付を拒む者に対し、課税権を有する地方団体に代わって納税義務の履行を請求する行為は、租税の性格上、不当であるとされている。  | 徴収業務において、一般的な納付要請の事務と公権力の行使を伴う事務の違いが不明確である。規制改革・民間開放推進3カ年計画においても、地方税の徴収業務について民間への開放を推進していることから、上記事務の違いについて、通知等により明確化し、嘱託員や民間を活用した徴収業務の推進を図ることではないか。  | 租税の性格上不当との回答を頂いたが、これが租税の自力執行力を指すのであれば、問題となるのは強制執行においてであり、本提案はそこまでの規制の特例は求めていない。本提案の趣旨は、徴収嘱託員が「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること、を可能とする」として「公権力の行使を伴う行為」の境界を明確にすることによって、徴収嘱託員による効率的な納税促進活動を可能とすることである。なお、秘密を漏洩した徴収嘱託員に2年以下の懲役、100万円以下の罰金を科すことができるため、地公法・地税法の義務・罰則は条例で代替可能と考えられるので、この点も踏まえて本提案実現への判断をいただきたい。 | D  | 規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)総税企第79号)などで、民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等を推進している。なお、滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁止されていない。 | 再々検討要請にあるように、地方税の徴収業務のさらなる活用を推進する観点から、自主的納付の呼びかけ業務を含め、現行法の範囲内で先進的な地方団体が取り組んでいる具体的な事例を平成18年度中に周知する予定である。また、「公金の徴収業務に係る民間事業者の活用」の在り方について、早急に検討することについては、公金全般についてそれぞれ所管の府省においてそれぞれの公金の性格や民間事業者の活用の実情等を踏まえ、検討されるべきものと承知。(なお、地方税を含む税については、他の公金とは異なり、一定の要件を満たせば特定のサービスの対価性(納税義務が発生し、強制的に徴収されるものであり、かかる課税を行う権限は自力で執行する強力な権限とともに、国と地方団体のみに付与されているものであり、こうした性格等を踏まえた検討が必要。) | 1082030  | 華加市     | 総務省<br>法務省 |                     |        |            |              |              |                     |        |            |        |       |             |
| 04200003 | 守秘義務規定の適用解除             | 地方税法第2条                          | 市債権の回収に関する調査事務により入手した情報(秘密事項)については、所管する事務以外の業務では活用できない。  | 同一の債権者(市長)が同一の債務者(滞納者)に対して、同一の法律(国税徴収法)に基づき同一の行為(債権回収、財産調査や滞納処分等)を行う場合には、守秘義務の解除を行う。  | 市財政にとって大きな圧迫要因となっている市税や国民健康保険料等の収入未済額を大幅に縮減するとともに市民負担の公平性を確保するために、積極的な徴収強化を推進する。具体的には、国民健康保険料、介護保険料及び保育料(自力執行権を有する市債権)を徴収する部門と税部門を統合し、税務調査等と各部門が取得した情報を相互活用することにより、効率的な滞納整理を実施する。滞納者の一元管理(情報の共有化)により、よりの確な納付交渉が可能となるため、徴収率の向上を図るとともに、事務負担の軽減による職員数の減少(行革効果)も期待できる。 | 提案理由:<br>市債権の回収に関する調査事務により入手した情報(秘密事項)については、所管する事務以外の業務では活用できない。滞納者等に対して財産に必要事項及び検査への応答義務が課されていることから当該情報は、滞納者との関係においては、秘密ではないと考えられる。併せて、同法第146条の2の規定に基づき(国保担当課からの照会又は協力依頼)に対しては、滞納者情報を受け取った国保担当課にも守秘義務(罰則規定あり)が課されていることから、税務担当課が必要な範囲内で滞納者情報を提供することは、現行法上可能である。(国税徴収法の適用を受ける介護保険料、保育料についても同様)なお、各団体の個人情報保護条例等にて、滞納者情報の取扱いについては慎重に対応されたい。  | D     | 国民健康保険料に係る滞納者の所得情報(以下滞納者情報という)については、国税徴収法第141条の規定に基づき、滞納者等に対して財産に必要事項及び検査への応答義務が課されていることから当該情報は、滞納者との関係においては、秘密ではないと考えられる。併せて、同法第146条の2の規定に基づき(国保担当課からの照会又は協力依頼)に対しては、滞納者情報を受け取った国保担当課にも守秘義務(罰則規定あり)が課されていることから、税務担当課が必要な範囲内で滞納者情報を提供することは、現行法上可能である。(国税徴収法の適用を受ける介護保険料、保育料についても同様)なお、各団体の個人情報保護条例等にて、滞納者情報の取扱いについては慎重に対応されたい。 | 地方税法において、調査事務により入手した情報(秘密事項)については、所管する事務以外の業務では活用できないという規定があるため、情報共有の可否が、判断に悩むケースが多々あると思われる。併せて、同法第146条の2の規定に基づき(国保担当課からの照会又は協力依頼)に対しては、滞納者情報を受け取った国保担当課にも守秘義務(罰則規定あり)が課されていることから、税務担当課が必要な範囲内で滞納者情報を提供することは、現行法上可能である。(国税徴収法の適用を受ける介護保険料、保育料についても同様)なお、各団体の個人情報保護条例等にて、滞納者情報の取扱いについては慎重に対応されたい。 | 北九州市の提案に対する回答が、ホームページに公表されることを通じて、周知されるものと考えている。  | 再々検討要請にあるように、地方税の徴収業務のさらなる活用を推進する観点から、自主的納付の呼びかけ業務を含め、現行法の範囲内で先進的な地方団体が取り組んでいる具体的な事例を平成18年度中に周知する予定である。また、「公金の徴収業務に係る民間事業者の活用」の在り方について、早急に検討することについては、公金全般についてそれぞれ所管の府省においてそれぞれの公金の性格や民間事業者の活用の実情等を踏まえ、検討されるべきものと承知。(なお、地方税を含む税については、他の公金とは異なり、一定の要件を満たせば特定のサービスの対価性(納税義務が発生し、強制的に徴収されるものであり、かかる課税を行う権限は自力で執行する強力な権限とともに、国と地方団体のみに付与されているものであり、こうした性格等を踏まえた検討が必要。) | 1037010   | 北九州市   | 総務省  |         |            |                     |        |            |              |              |                     |        |            |        |       |             |











04 総務省(特区第10次 再々検討要請回答)

| コード    | 制度的現況   | 提案の具体的な内容      | 提案の具体的な内容   | 提案理由  | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの提案に対する回答   | 再検討要請                     | 提案主体からの意見   | 措置の分類の見直し | 措置の内容の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答   | 再々検討要請                   | 提案主体からの再意見   | 措置の分類の見直し | 措置の内容の見直し | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答   | 提案主体からの再意見 | 提案主体名 | 制度の所管関係官庁 |              |
|--------|---|----------------|---|---|-------|-------|---|---------------------------|---|-----------|-----------|--|--------------------------|--|-----------|-----------|---|------------|-------|-----------|--------------|
| 040308 | 市長、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のためにマニフェストの頒布とできるとともに、マニフェスト作成を公営とする特区 | 公職選挙法第142条の2   | 公職選挙法第142条の2を改正し、市長、市議会議員選挙の候補者が市政に関する重要事項及びこれを實現するための基本的な方策などを記載したパンフレット又は書籍で、市の選挙管理委員会に届け出たそれぞれ種類を、選挙運動のために頒布することができるようになる。選挙の告示前にこれらを作成するために事務員を雇用した場合には、当該パンフレット又は書籍作成の業務に従事した各日について、その勤務に対して支払うべき報酬の額の合計額を公費とする。 | 選挙運動において、より具体的な政策を記載したパンフレット又は書籍の配布が可能となることにより、市民が市政に対する理解を深めることになり、課題となっている投票率の低下傾向に歯止めをかけることに繋がる。このためにも、パンフレット又は書籍の作成のために従事する事務員の人件費を公費とするにより、当該パンフレット又は書籍の作成に負担がかからないようにする。                        | C     |       | 地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動費用が増加することをどう考えるか、部数やページ数等の量的な制限をどう考えるか、検討すべき事項があると考えられる。いづれにしても、地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。   | 右提案主体の意見を踏まえて、再度検討し回答された。 | 前回引き続きの回答であるが、これは貴省としては必要性を検討すべき問題ではない、ということか、国会の各党各会派における自発的な議論を期待するほかないということか。  | C         |           | 地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動費用が増加することをどう考えるか、部数やページ数等の量的な制限をどう考えるか、検討すべき事項があると考えられる。いづれにしても、地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動のあり方にかかわる問題である。まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。  | 右提案主体の意見を踏まえて再度検討し回答された。 | いづゆるローカルマニフェストの必要性等については、先日自民党選挙制度調査会において、首長選の選挙期間中にマニフェストを記載した際に限り配布を認める等の公職選挙法改正案がまとめられたのはご存知のことと思うので、次の4月の統一地方選挙にてローカルマニフェストを頒布できるよう法改正を行っていただくよう強く要望する。  | C         |           | 地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動費用が増加することをどう考えるか、部数やページ数等の量的な制限をどう考えるか、検討すべき事項があると考えられる。いづれにしても、地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。なお、現在、各党においていづゆるローカルマニフェストの頒布について議論されているものと承知している。 |            | 多治見市  | 総務省       |              |
| 040309 | 自治体首長及び議員の立候補制限の解除  | 公職選挙法第89条、第90条 | 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人、特定地方独立行政法人若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員は、一部の者を除き、在職中、公職の候補者となることができない。また、公職の候補者となることができない公務員が、届出により公職の候補者となったときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日当該公務員たることを辞したものとみなす。                                   | 地方自治体の首長及び議員に、現在の職の任期後に任期が開始することにより、在職中であっても、立候補することができることとする。このことにより、統一地方選挙などにおいて、議会議員から首長、首長から議会議員、市町村から首長、県から市町村への立候補が容易になり、地自治の活性化に繋がる。また、任期満了まで在職することが可能となるため、不在となる期間がなくなり、現職についての責任が果たされることとなる。 | C     |       | 公職選挙法第89条及び第90条の規定により、自治体首長及び議員は、公職への立候補が制限されており、立候補した場合、失職することとなっている。このため、統一地方選挙などにおいて、議会議員から首長、首長から議会議員、市町村から首長、県から市町村への立候補が容易になり、地自治の活性化に繋がる。また、任期満了まで在職することが可能となるため、不在となる期間がなくなり、現職についての責任が果たされることとなる。また、流動性が高いものであり、トップの地位を可能としているところ。公職への立候補が容易であることが望ましい。また、現職が任期満了まで在職することにより、不在による事務執行上の不安定性が回避される。  | 右提案主体の意見を踏まえて、再度検討し回答された。 | 御省の回答では、3点の理由を示されているが、各点について、以下のとおり、意見を提出させていただきます。1.選挙運動の不公平等について、公職選挙法第89条第2項の場合に、その任期満了まで職務を遂行していただくことを、その提案理由の一つとしている。候補者の乱立・本件では、現在の職の任期後に任期が開始する公職に限定しており、従前の資格を保持することにはならない。   | C         |           | 公職選挙法第89条第2項の規定は、御指摘の通り同法第33条第1項の規定を受けたものであるが、御指摘の懸念と同法第33条第1項の間には、何ら関係がないと考える。また、公職選挙法第89条第2項は、同法第33条第1項により任期満了による選挙を任期満了前に行うこととしていることから、原則として現職のまま立候補することができない公務員であっても、その者の任期が満了するまで現職を保持することにはならないとの意見を、既に提出したところである。   | 右提案主体の意見を踏まえて再度検討し回答された。 | 御省の回答の趣旨が明確でないが、御指摘の懸念のうち3点目については、公職選挙法第89条第2項の場合であっても同様であるとの意見を、既に提出したところである。なお、同法第89条第2項の規定は、御指摘の通り同法第33条第1項の規定を受けたものであるが、御指摘の懸念と同法第33条第1項の間には、何ら関係がないと考える。また、公職選挙法第89条第2項は、同法第33条第1項により任期満了による選挙を任期満了前に行うこととしていることから、原則として現職のまま立候補することができない公務員であっても、その者の任期が満了するまで現職を保持することにはならないとの意見を、既に提出したところである。 |           | 多治見市      | 総務省   |            |       |           |              |
| 040400 | 地方公務員と地方議会の兼職   | 公職選挙法第89条、第90条 | 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人、特定地方独立行政法人若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員は、一部の者を除き、在職中、公職の候補者となることができない。また、公職の候補者となることができない公務員が、届出により公職の候補者となったときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日当該公務員たることを辞したものとみなす。                                   | 地方公務員に、当該議員の所属する団体の区域外における地方議会議員との兼職を可能とする。このことにより、市民を代表する議会の議員に幅広い人材を確保し、地方議会の活性化に繋げる。   | C     |       | 公職選挙法第89条及び第90条の規定により、単純な労働に雇用される職員以外の地方公務員は、公職への立候補が制限されており、立候補した場合、失職することとなっている。このため、地方公務員に、当該議員の所属する団体の区域外における地方議会議員との兼職を可能とする。このことにより、市民を代表する議会の議員に幅広い人材を確保し、地方議会の活性化に繋げる。  | 右提案主体の意見を踏まえて、再度検討し回答された。 | 御省の回答では、2点の理由を示されているが、以下のとおり、意見を提出させていただきます。1.職務遂行への支障：御省の回答では、御懸念される点が選挙運動期間中、当選後かが明確ではないが、いづれにしても、職務への影響については、年次有給休暇等により対応可能であると考えられる。2.候補者の乱立：御省の回答では、当選後に職を辞するようであることを前提とされているようであるが、必ずしもそうとは限りません。また、このような問題は、民間企業の従業員でも同様である。上記2点とも、公務員の政治的中立性の問題ではなく、当該団体の規律として特有の事項として規制する必要性はないと考える。 | C         |           | 前回の回答と同一であり、既に意見を提出したところである。念のため、意見の旨を再掲させていただきます。1.職務遂行への支障については、御懸念される点が選挙運動期間中、当選後かが明確ではないが、いづれにしても、年次有給休暇等により対応可能であると考えられる。2.候補者の乱立については、当選後に職を辞することを前提とされているようであるが、必ずしもそうとは限りません。また、このような問題は、民間企業の従業員でも同様である。上記2点とも、公務員の政治的中立性の問題ではなく、当該団体の規律として特有の事項として規制する必要性はないと考える。 | 右提案主体の意見を踏まえて再度検討し回答された。 | 御省の回答の趣旨が明確でないが、御指摘の懸念のうち3点目については、公職選挙法第89条第2項の規定を受けたものであるが、御指摘の懸念と同法第33条第1項の間には、何ら関係がないと考える。また、公職選挙法第89条第2項は、同法第33条第1項により任期満了による選挙を任期満了前に行うこととしていることから、原則として現職のまま立候補することができない公務員であっても、その者の任期が満了するまで現職を保持することにはならないとの意見を、既に提出したところである。   |           | 多治見市      | 総務省   |            |       |           |              |
| 040401 | 一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権の付与                                  | 公職選挙法第9条第2項    | 日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。  | 一定の要件を満たす永住外国人に対して、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。このことにより、当然に付与されるべき永住外国人の選挙権を保障するとともに、地域のコミュニティの醸成を図る。   | C     |       | 永住外国人に地方参政権を認めることは、地方分権型の行政システムへの転換に対応した、新たな役割を担うにふさわしい地方行政体制を推進するものと考えられる。また、地方のことは地域に住む住民が自主的に決定することが好ましく、地域主権を確立し、人々が支えあい協働のまちづくりを進めるためには、同じ地域で暮らす外国人市民の参画は必要不可欠である。自主・自立の観点からも地方選挙のあり方について地方の裁量で決定することが、本来あるべき姿であり、特区提案により本市がモデルケースとして一定の要件を満たす外国人市民の参政権を付与することを求める。  | 右提案主体の意見を踏まえて、再度検討し回答された。 | 永住外国人に対する地方選挙権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題であり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお、国会において議員立法による法として審議されているところ)。  | C         |           | 永住外国人に対する地方選挙権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題であり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある。   |                          |  |           |           |   |            | 三次市   | 総務省       |              |
| 040402 | 満18歳以上の市民への地方選挙権の付与                                       | 公職選挙法第9条第2項    | 日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。  | 満18歳以上の市民に対し、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。若年世代に対し政治参加の門戸を開き、過疎・少子高齢化問題を抱える本市において、市政に若年世代の意思を反映する。   | C     |       | 18歳選挙権は世界の体勢であり、日本の国際化を進めるためには選挙年齢を見直すことが必要であり、満18歳以上の市民へ地方選挙権を付与することは、地方分権型の行政システムへの転換にも必要であると考えられる。本市では、地方主権を確立するため、自主・自立のまちづくりを進めるとともに、50年後、100年後の未来の三次市民に地域を引き継ぐために、重要課題である子育てや教育分野に力を入れた政策を展開しており、選挙権年齢を満18歳まで引き下げることにより、地域の主要な担い手である若年世代に対して政治参加の門戸を開き、過疎・少子高齢化問題を抱える本市において、市政に若年世代の意思を反映することで、特色あるまちづくりを更に活性化させることを目的とする。                                    | 右提案主体の意見を踏まえて、再度検討し回答された。 | 選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法体系全般との関連も十分に考慮しながら検討されるべき問題である。いづれにしても、選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。   | C         |           | 選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法体系全般との関連も十分に考慮しながら検討されるべき問題である。いづれにしても、選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。  |                          |  |           |           |   |            | 三次市   | 総務省       |              |
| 040403 | 専任水防団活動の公費負担の明確化  | 消防団法第6条第1項     | 消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人は、当該基金又は当該指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した市町村又は水害予防組合であつて、当該契約が締結された日から解除される日までの期間内に発生した事故に係る消防団員等公務災害補償を行うものに対して、政令で定めるところにより、その請求に基づき、当該消防団員等公務災害補償に要する経費について政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならない。     | 消防団(消水兼任消防団)は、消防組織法第1条などで広範囲の活動が認められており、水害等の予防活動を行った場合、消防団は公務となるが、専任水防団員については明確な規定がなく、不明確である。風水害時等の自然災害における住民の避難誘導や、イベント等における警戒など地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務について、専任水防団の公務ともみなされるよう「専任水防団の公務範囲の明確化」を図る。   | C     |       | 専任水防団員は、水防活動の一環として地域活動への協力などを通じ地域との連携を図りながら、消防団(消水兼任消防団)と共に活動している。しかし、同じ非常勤公務員で、同じ公務を遂行しながら、消防団は、公務であることが明確化されているが、専任水防団員は、不明確であるため、不安のなかで活動を行っている。岐阜市水防団員(1624人)においては、この不安を解消することが最優先課題であり、今年度8月の中部地方整備局の要望時においても大きな問題となった。公務災害における補償等の格差が生じないようにするため、専任水防団員の活動範囲を明確化され、安心して地域活動に参加することにより、地域の総合防災力を高めることができる。この格差を是正することにより専任水防団が安心して地域水防活動に参加でき、十分な使命を果たすことができる。 | 右提案主体の意見を踏まえて、再度検討し回答された。 | 水防法の目的を遂行するために行われる活動以外の業務については、公務災害補償の対象とならない。水害等の予防活動を行う場合において、専任の水防団員(消防団員)との兼任の水防団員と公務災害補償の対象となる公務の範囲に差異が生じていることは認識しておらず、特区として対応することは困難。   | C         |           | 水防法の目的を遂行するために行われる活動以外の業務については、公務災害補償の対象とならない。水害等の予防活動を行う場合において、専任の水防団員(消防団員)との兼任の水防団員と公務災害補償の対象となる公務の範囲に差異が生じていることは認識しておらず、特区として対応することは困難。  |                          |  |           |           |   |            |       | 岐阜市       | 総務省<br>国土交通省 |







04 総務省(特区第10次 再々検討要請回答)

| コード        | 具体的事業を実施するために必要な措置(事項名)       | 該当法令等  | 制度の現状   | 提案の具体的内容   | 具体的事業の実施内容   | 提案理由   | 措置の分類   | 措置の内容   | 各府省庁からの提案に対する回答   | 再検討要請   | 提案主体からの意見   | 措置の分類、見直し  | 措置の内容、見直し   | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請   | 提案主体からの再意見   | 措置の分類、見直し                    | 措置の内容、見直し   | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 | 提案主体からの再意見   | 措置の分類、見直し | 措置の内容、見直し                       | 提案主体名       | 制度の所管・関係官庁                           |     |     |                                 |      |     |
|------------|-------------------------------|--|---|--|--|--|---|---|---|---|---|--|---|--------------------|--|--|------------------------------|---|---------------------|--|-----------|---------------------------------|-------------|--------------------------------------|-----|-----|---------------------------------|------|-----|
| 0404040400 | 給油取扱所での灯油用簡易タンクの設置認可          | 危険物の規制に関する政令第17条                             | 給油取扱所には、固定注油設備に接続するタンクを地上に設けることはできない。                                 | 現政令で認可されていない給油用簡易タンクの設置認可  | 現在、政府の新国家エネルギー戦略に基づいた石油燃料の多様化、また環境にやさしいクリーン燃料の導入を目指して、限られた地域において複数のグレード灯油(プレミアム灯油)の試験販売を実施している。<br>一般の給油取扱所では、灯油の地下タンクが一般的に埋設されており、灯油に関する地盤面下の固定注油設備に接続する簡易タンクの設置は認められていない。そのため、複数グレードの灯油をポリタンクによる容器詰め販売を余儀なくされている。今般、揮発油等の販売において認められている簡易タンクの設置が、給油取扱所における灯油の販売においても認められることで、複数グレードの灯油販売において本格導入の実現性が大幅に高まる。  | 現在、危険物の規制に関する政令第17条においては、給油取扱所での揮発油、軽油に関する地盤面下の固定注油設備に接続する簡易タンクの設置は認可されている。この観点からすれば、灯油についても容器詰め販売を認める一方で、簡易タンクによる販売が禁止されていることは矛盾がある。これら規制により、給油取扱所における新燃料の導入は、地下タンクの埋設等の大幅な施設改造を必要とすることから、新燃料導入への取組みを阻害しているほか、容器リサイクル上も無駄を生じていると言わざるを得ない。   | C   | 給油取扱所は、自動車等の燃料タンクに直接給油するために危険物を取り扱う取扱所であり、取扱所内での自動車等の往來、道路に隣接した立地条件から、取扱所内での交通事故による延焼媒体を極力少なくする必要があるとともに、近隣への災害の影響を考慮した防火上の観点から、原則として専用タンクは地下に設けることとしている。例外として防火地域及び準防火地域以外の地域については、固定注油設備用の簡易タンクを地盤面に設置することを認めたものである。このことから、固定注油設備用の簡易タンクを地盤面に設置することは適当でない。  | 給油取扱所における簡易タンクについて、揮発油用の給油用タンクが認められているにも関わらず、それよりも引火点が高く、安全性が低い灯油用の注油タンク設置が認められていない理由につき、ご説明願いたい。右提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。  | C   | 給油取扱所は、市街地等の道路に隣接して設置される危険物施設であるため、防火上の観点から、地上にタンクを保有することは原則として禁止されており、給油用の簡易タンクの設置が認められるも、あくまで、地域・数量が限定された極めて例外的なケースである。 | 貴省の回答にある「極めて例外的なケース」というのは、どのような場合かお示し頂きたい。また、揮発油用のタンクが管理されている一方、灯油用のタンクが排除されるべき理由については、前回明確な回答がなされていないため、再度ご説明頂きたい。右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し、回答されたい。 | 96年以降の給油取扱所向け簡易タンク出荷台数は250台程度と推定される。簡易タンクでのガソリン販売が「極めて限定的」ではなく、現状で、灯油の簡易タンクが認められていないという矛盾点に、明瞭な考え方を示していただきたい。政府の新国家エネルギー戦略に基づき燃料の多様化が求められる中、弊社ではエコにも資する高付加価値灯油販売を検討しており、こうした新燃料導入段階での簡易タンクによる販売は地下タンクによる本格販売実現にいたる過程において重要である。また、簡易タンクの設置に当たっては、追加的安全策を講じる等ほかの代替措置との組合せによる認可もできないかについて、切にご検討いただきたい。 | C                  | 給油取扱所は、自動車等の燃料タンクに直接給油するために危険物を取り扱う取扱所であり、取扱所内での自動車等の往來、道路に隣接した立地条件から、取扱所内での交通事故による延焼媒体を極力少なくする必要があるとともに、近隣への災害の影響を考慮した防火上の観点から、原則として専用タンクは地下に設けることとしている。例外として防火地域及び準防火地域以外の地域については、固定注油設備用の簡易タンクを地盤面に設置することを認めたものである。このことから、固定注油設備用の簡易タンクを地盤面に設置することは適当でない。 | 給油取扱所は、給油および注油空地等一般取扱所に適用されている規制に代替される規制が設けられており、安全は担保されている。防火・準防火地域における簡易タンクの設置が認められるも、あくまで、地域・数量が限定された極めて例外的なケースである。このことから、防火・準防火地域において簡易タンクを地上に設けることは認められない。なお、給油取扱所においては、一般取扱所における保有空地・保安距離等の安全対策に相当するものとして、タンクの地下設置、防火車の設置等の基準が設けられているところであり、また、危険物の発生・取扱いが小規模である少量危険物の施設と異なり、給油取扱所は指定数量の危険物を取り扱う大規模な施設である。 | 右の提案主体からの意見をもとに再度検討し、回答されたい。 | 燃料の多様化が進む等時代のニーズは変化してきており、ガソリンの簡易タンクによる災害事例がないことも踏まえれば、防火・準防火地域にかかわらず、まずは、灯油について、給油取扱所における簡易タンクの設置を認めるべきではないかと、また、一般取扱所において課しているような保安距離、保有空地等の基準を満たすなど、適切な代替措置を講じることによって、防火・準防火地域における給油取扱所での簡易タンクの設置は認められないかについて、ご検討いただきたい。 | C                   | そもそも防火地域、準防火地域は、市街地における火災の危険を防止するために定められている地域であり、給油取扱所における地上へのタンク設置は、火災の発生危険性を大きく増大させることから、防火地域、準防火地域の趣旨からも認められない。 | C         | 1<br>0<br>9<br>6<br>0<br>1<br>0 | 昭和シェル石油株式会社 | 総務省                                  |     |     |                                 |      |     |
| 0404040400 | 防火、準防火地域における給油取扱所での簡易タンクの設置認可 | 危険物の規制に関する政令第17条                             | 防火地域及び準防火地域の給油取扱所には、地上にタンクを設けることはできない。                                | 現政令で認可されていない防火・準防火地域の給油取扱所における灯油用簡易タンクの設置認可  | 現在、政府の新国家エネルギー戦略に基づいた石油燃料の多様化、また環境にやさしいクリーン燃料の導入を目指して、限られた地域において複数のグレード灯油(プレミアム灯油)の試験販売を実施している。<br>一般の給油取扱所では、灯油の地下タンクが一般的に埋設されており、灯油に関する地盤面下の固定注油設備に接続する簡易タンクの設置は認められていない。そのため、複数グレードの灯油をポリタンクによる容器詰め販売を余儀なくされている。今般、本製品の需要が多い、防火・準防火地域の給油取扱所において認められている簡易タンクの設置が、給油取扱所においても認められることで、複数グレードの灯油販売において本格導入の実現性が大幅に高まる。  | 現在、危険物の規制に関する政令第17条においては、一般取扱所または少量危険物取扱所では認められている都市計画法の防火、準防火地域における地盤面下の固定注油設備または固定注油設備に接続する簡易タンクの設置について、給油取扱所においては認められていない。これらに比べて安全基準に劣るとは言えない給油取扱所において簡易タンクの設置を禁止する当該規制は合理性を欠いている。このため、防火・準防火地域における新燃料の導入は、地下タンクの埋設等の大幅な施設改造を必要とすることから、新燃料導入への取組みを阻害している。また、現在承認されている複数グレード灯油の容器詰め販売は、容器リサイクル上も無駄を生じていると言わざるを得ない。                                | C   | 給油取扱所は、自動車等の燃料タンクに直接給油するために危険物を取り扱う取扱所であり、取扱所内での自動車等の往來、道路に隣接した立地条件から、取扱所内での交通事故による延焼媒体を極力少なくする必要があるとともに、近隣への災害の影響を考慮した防火上の観点から、原則として専用タンクは地下に設けることとしている。例外として防火地域及び準防火地域以外の地域については、固定注油設備用の簡易タンクを地盤面に設置することを認めたものである。このことから、防火・準防火地域における簡易タンクの設置が認められるも、あくまで、地域・数量が限定された極めて例外的なケースである。このことから、防火・準防火地域において簡易タンクを地上に設けることは認められない。なお、給油取扱所においては、一般取扱所における保有空地・保安距離等の安全対策に相当するものとして、タンクの地下設置、防火車の設置等の基準が設けられているところであり、また、危険物の発生・取扱いが小規模である少量危険物の施設と異なり、給油取扱所は指定数量の危険物を取り扱う大規模な施設である。 | 右の提案主体からの意見をもとに再度検討し、回答されたい。  | 燃料の多様化が進む等時代のニーズは変化してきており、ガソリンの簡易タンクによる災害事例がないことも踏まえれば、防火・準防火地域にかかわらず、まずは、灯油について、給油取扱所における簡易タンクの設置を認めるべきではないかと、また、一般取扱所において課しているような保安距離、保有空地等の基準を満たすなど、適切な代替措置を講じることによって、防火・準防火地域における給油取扱所での簡易タンクの設置は認められないかについて、ご検討いただきたい。   | C   | 1<br>0<br>9<br>6<br>0<br>2<br>0  | 昭和シェル石油株式会社   | 総務省                |  |  |                              |   |                     |  |           |                                 |             |                                      |     |     |                                 |      |     |
| 0404050000 | 火薬類取締法における消費量の削減              | なし   | 消防法等、当省が所管する法令等において、関連規定はない。  | 消費量許可数量制限を緩和することにより、地区内花火の消費量が拡大し、花火業者のみならず「花火の街」としての花火大会の数も増加することが見込まれ、それに伴う観光客の増加と通年分散化が可能となる。   | 秋田県大仙市は古くより花火に対する文化的認識が高い地域であり、日常的に花火が打ち上げられていたが、現行法での規制数量では花火業者が日常的に打ち上げられる数が制限されており地域内の需要に即応できない。商工会議所やNPO法人、TMO等が花火を中心とした街の経済活性化を計る上でも障害となっている。   | E  | 火薬類取締法における第25条(消費)事項の規制緩和はできない。   | E   | 火薬類取締法における第25条(消費)事項の規制緩和はできない。当省の所管外であるため判断はできない。  | E   | E   | E  | E   | E                  | E  | E  | E                            | E   | E                   | E  | E         | 1<br>0<br>6<br>5<br>0<br>3<br>0 | 花火ときわみ      | 総務省<br>経済産業省                         |     |     |                                 |      |     |
| 0405010000 | 公共業務用無線局の開設の根本基準の条件緩和         | 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第3条(3)別表2)               | 自動車運送事業用を目的とした無線局を開設する場合は、旅客自動車の安全かつ円滑な運行を確保することを主たる目的として開設するものであること。 | 盛岡市では、国土交通省のオムニバスタウンの指定を受け、これまで(社)岩手県バス協会と連携してバス利用促進事業を実施してきた。また、本年度は「盛岡市総合交通計画」を策定中で、マイカーからバス等の公共交通への転換を明確にし、バス利用促進策を更に充実・強化する予定である。こうした状況下でバス事業者は、厳しい経営環境が続いており、路線廃止などによるバス空白地帯の拡大が懸念されているため、財務基盤の脆弱な(社)岩手県バス協会が所有するバスロケーションシステムの維持管理費の負担軽減を目的に広告情報を流すこととするものであるが、現行法では公共業務用無線局の免許で広告情報を流すことができない。なお、対象地域は盛岡市周辺部で、対象者は(社)岩手県バス協会に限定される。なおかつ、広告収入は当該システムの維持管理費に充当されることから、電波の公共性に反しない内容と考える。(別様あり) | 盛岡市では、国土交通省のオムニバスタウンの指定を受け、これまで(社)岩手県バス協会と連携してバス利用促進事業を実施してきた。また、本年度は「盛岡市総合交通計画」を策定中で、マイカーからバス等の公共交通への転換を明確にし、バス利用促進策を更に充実・強化する予定である。こうした状況下でバス事業者は、厳しい経営環境が続いており、路線廃止などによるバス空白地帯の拡大が懸念されているため、財務基盤の脆弱な(社)岩手県バス協会が所有するバスロケーションシステムの維持管理費の負担軽減を目的に広告情報を流すこととするものであるが、現行法では公共業務用無線局の免許で広告情報を流すことができない。なお、対象地域は盛岡市周辺部で、対象者は(社)岩手県バス協会に限定される。なおかつ、広告収入は当該システムの維持管理費に充当されることから、電波の公共性に反しない内容と考える。(別様あり) | D  | 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第3条(3)別表2)における「免許の主体及び開設の理由」は、あくまで主たる目的を審査するものであり、免許人である(社)岩手県バス協会が引き続き無線局の運用主体として、広告情報を流すことが当該事業の範疇であり、広告による収入が公益法人の事業の範疇である一般乗合旅客自動車の運行に関する事項で対応可能です。ただし、主たる通信事項を一般乗合旅客の安全運行に関する事項としていることから公共業務用無線局として免許しているものであり、広告情報が主たる通信事項を圧迫するような運用は認められません。 | D   | 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第3条(3)別表2)における「免許の主体及び開設の理由」は、あくまで主たる目的を審査するものであり、免許人である(社)岩手県バス協会が引き続き無線局の運用主体として、広告情報を流すことが当該事業の範疇であり、広告による収入が公益法人の事業の範疇である一般乗合旅客自動車の運行に関する事項で対応可能です。ただし、主たる通信事項を一般乗合旅客の安全運行に関する事項としていることから公共業務用無線局として免許しているものであり、広告情報が主たる通信事項を圧迫するような運用は認められません。 | D   | D   | D  | D   | D                  | D  | D  | D                            | D   | D                   | D  | D         | D                               | D           | 1<br>0<br>3<br>4<br>0<br>2<br>1<br>0 | 盛岡市 | 総務省 |                                 |      |     |
| 0405020000 | 非常事態における避難所の範囲拡大              | 電気通信事業法第8条、電気通信事業法施行規則第55条、56条及びそのに基づく総務大臣告示 | 電気通信事業法(重要通信の確保)  | 現行法で規定されている非常事態下で優先的に利用できる電話回線の敷設可能な施設について、一定の要件を満たしている場合、当該施設の使用を可能とする。   | 大規模災害時における避難所の通信機能の確保し、円滑な避難所運営を目指す。<br>具体的には、市は災害対策基本法に基づき、地域防災計画を策定し、その中で、特定避難所を指定している。そのうち、福岡県西沖地震等の教訓を踏まえ、大規模避難所の設置について、当該計画の中で、13施設を位置づけることを予定している。そのうち、法により災害時優先電話回線が認められない民間施設1か所(JRA 小倉競馬場)について、使用を可能とすることで、大規模災害時における多様な通信機能確保し、多量の避難者への対応の円滑化を図れる。   | 提案理由:<br>西日本電信電話株式会社では、災害時等非常事態において、通信を優先的に取扱う電話回線は、電気通信事業法により規定された施設に設けられるとしている。<br>今般、本市では、大規模災害時に多量の避難者を収容するため、大規模避難所に市内の13施設を指定する予定であるが、うち12の施設は、同法では災害時優先電話の使用が可能となる。<br>13施設はいずれも災害時に避難所としての機能を担い、公共の利益のために利用が提供される施設であることから、通信手段である災害時優先電話の使用も同様可能と考えたい。<br>代替措置:<br>市の付属機関である北九州市防災会議において、大規模避難所として地域防災計画で規定することが認められた場合、その施設の公共性が確保されたと考える。 | D   | 法令では、電気通信事業者が、優先的に通信を取り扱わなければならない場合を「通信の内容」と「通信を行う機関」を条件として定めているものであり「場所」を条件とするものではない。<br>提案内容にある、「地方公共団体が災害発生時に避難所を指定し、避難所運営のために利用する通信」は、法令で定められている「火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救済、復旧等に関し、緊急を要する事項」を通信の内容として、「予防、救済、復旧等に直接関係がある機関相互間、機関において行われる通信」に該当するものであり、現行制度で対応可能と考えられる。   | D   | 法令では、電気通信事業者が、優先的に通信を取り扱わなければならない場合を「通信の内容」と「通信を行う機関」を条件として定めているものであり「場所」を条件とするものではない。<br>提案内容にある、「地方公共団体が災害発生時に避難所を指定し、避難所運営のために利用する通信」は、法令で定められている「火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救済、復旧等に関し、緊急を要する事項」を通信の内容として、「予防、救済、復旧等に直接関係がある機関相互間、機関において行われる通信」に該当するものであり、現行制度で対応可能と考えられる。 | D   | D  | D   | D                  | D  | D  | D                            | D   | D                   | D  | D         | D                               | D           | D                                    | D   | D   | 1<br>0<br>3<br>7<br>0<br>5<br>0 | 北九州市 | 総務省 |







04 総務省(特区第10次 再々検討要請回答)

| コード     | 具体的事業を実施するために必要な措置(事項名)             | 該当法令等  | 制度の現状   | 提案の具体的内容   | 具体的事業の実施内容  | 提案理由   | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの提案に対する回答 | 再検討要請                  | 提案主体からの意見 | 措置の分類の見直し | 措置の内容の見直し   | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見  | 措置の分類の見直し | 措置の内容の見直し | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 | 提案番号管理  | 提案主体名             | 制度の所管関係官庁 |
|---------|-------------------------------------|--|---|--|---|--|-------|-------|-----------------|------------------------|-----------|-----------|---|--------------------|--------|---|-----------|-----------|---------------------|---------|-------------------|-----------|
| 0405040 | コミュニティFM放送出力緩和                      | 放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)第1総則10            | 空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとする。  | 一般のFM放送局に比べ、コミュニティFM放送局は、極力小電波出力しか認可されない。大地震(例:超越地震)の際、被災者が一層助かったのはラジオ放送。とりわけ地域社会に密着し細かな情報を提供しているコミュニティFMである。現在、電波法ではコミュニティFMの出力は20W以下とされており、町村合併の進んだ現在では、同一市内を網羅できないケースもあり、また、地形によつては電波の届きにくいところがあり、格差が生じている。 | コミュニティFMの出力を(現行20W)を50W程度まで認める  | 災害に強いコミュニティを目指すのは国策であり、コミュニティFM強化が望まれる。  | C     |       |                 |                        |           | C         |   |                    |        |   |           |           |                     | 1109110 | 社団法人日本ニュービズ協議会連合会 | 総務省       |
| 0405050 | 国外の地方公共団体等との防災気象情報共有体制の構築(国際防災協力特区) | 災害対策基本法第8条第2項第9号、同法第51条、同法第56条、同法第57条、同法第79条 | 地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項、台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項等の実施に努めなければならない。 | 地域防災計画に、国外の地方公共団体等からの防災気象情報を収集することの規定し、充実した防災体制を構築する。また、国外の地方公共団体等からの情報収集を円滑に進めるため、与那国町で収集した防災気象情報を伝達することを併せて規定する。   | 姉妹都市協定に基づき、与那国町と台湾・花蓮市防災当局等の間で国際防災協力に関する取り決めに締結し、東シナ海で発生する可能性のある地震や津波その他の大規模災害に対処するため、地域住民のための防災や災害支援の協力を推進する。その一環として、花蓮市から地震、津波などの公開データ等の情報提供を受けるとともに、当町から花蓮市に提供する。また、災害対策基本法に基づいた電気通信事業法等の通信網をこの場合でも優先的に活用できるようにする。 | インド洋大津波は、大規模災害には国境は無く、災害対策には近隣地域の協力が不可欠であるという教訓を改めてもたらし、与那国町は、日本の最西端に位置し、那覇から509km離れているが、台湾とは111kmの距離にある。このため、国内での確実かつ迅速な体制整備は当然であるが、近隣の地域とも十分な協力体制を構築しておくことは、有意義・効果的であり、平常時の防災体制の強化と災害時の迅速な対応等が可能となり得る。与那国島に国際防災協力特区を設置し、姉妹都市である台湾・花蓮市等との間で国際的協力を行うことにより、住民の生命・財産の安全確保に大きく寄与することが期待できる。 | D     |       |                 | 右の提案主体からの意見について、回答された。 | E         |           | 災害対策基本法第57条では、本法第55条及び第56条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、かつ特別な必要があるとき、電気通信事業者等にその通信網等の優先的利用を求めることができる」と規定したものである。また、本法施行令第22条に定めるところにより、あらかじめ電気通信役務を提供する者等と協議して定めた手続により、これを行わなければならない、としている。国際的協力関係の中で収集した情報を緊急性かつ特別の必要性から、事前の協議に基づいて定めた手続によって、電気通信事業者等に優先的利用を求めることは災害対策基本法の規定にかかわらず対応可能であると思料する。【電気通信事業法との関連性】災害対策基本法第57条及び第79条と電気通信事業法第6条及び同法施行規則第56条との間に直接的な関連性はない。【留意すべき事項】電気通信事業法においては、電気通信事業者が非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、救援等に必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならないことを定めている。ここでいう「優先的に取り扱う」とは、具体的には、電話では他から発信された通信を制限することにより、他に優先して回線を設定することや、専用線が一部確保した場合において他に優先して回線を設定すること等をいうものである。 |                    |        | 本提案は、姉妹都市関係にある台湾花蓮市等の国外地方公共団体との防災気象情報共有体制の構築を図ることにより、発生し得る大規模災害に対処するための防災体制強化と災害時の迅速な対応を図ることを趣旨とし、先の意見書では、災害対策基本法に基づき(電気通信設備の優先利用の要件等について貴当局の見解を求めた。これに関して、「国際的協力関係の中で収集した情報を緊急性かつ特別の必要性から、事前の協議に基づいて定めた手続によって、電気通信事業者等に優先的利用を求めることは災害対策基本法の規定にかかわらず対応可能であると思料する。」との見解を確認できたことは有意義と認識する。よって、本町としては、施行令に基づく(電気通信網の使用について)貴省を含む関係府省ならびに事業者と事前の調整を行い、その成果を国際防災協力のモデルとして結実させたいと考える。 |           |           | 113010              | 与那国町    | 総務省内閣府            |           |